

4月

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
申告期限…4月30日(道府県及び市町村)
- 軽自動車税の納付
(1) 賦課期日…4月1日
(2) 納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…4月10日
- 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…4月30日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…4月30日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…4月30日
- 8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…4月30日
- 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税、地方消費税)
申告期限…4月30日
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…4月30日
- 固定資産課税台帳の縦覧期間
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間

- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間等

5月

- 特別農業所得者の承認申請
申請期限…5月15日
- 個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知
(1) 通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
(2) 通知期限…6月1日
- 自動車税の納付
(1) 賦課期日…4月1日
(2) 納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- 鉱区税の納付
(1) 賦課期日…4月1日
(2) 納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…5月11日
- 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…6月1日
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…6月1日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…6月1日
- 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…6月1日
- 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…6月1日
- 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヵ月分、個人事業者は3ヵ月分)(消費

6月

- 税・地方消費税)
申告期限…6月1日
- 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
納期限…6月1日
- 所得税の予定納税額の通知
通知期限…6月15日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
納期限…6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合には6月中)において市町村の条例で定める日
- 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(26年12月～27年5月分)の納付
納期限…6月10日
- 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…6月30日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…6月30日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…6月30日
- 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…6月30日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…6月30日
- 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…6月30日

目次

税務カレンダー	1
会長就任挨拶	2
平成27年度税制改正のあらまし《速報版》抜粋	3
税務説明会日程	4
平成27年度事業計画	5
ふれあい写真コンテスト優秀作品紹介	6
最近の話題から	
エイジフリーに人材戦略は対応できるか	9
製品安全プラス「おもてなし」の発想	10
経営のヒント	
平成27年1月からの相続税・贈与税はどう変わった?	11
聞け!話すな!	13
部会だより	14

会員企業紹介	15
地区会だより	16
研修会紹介	17
新会員・部会員紹介	17
税理士会コーナー	
支部長就任にあたり	19
経営寸話【税理士 飯塚玲子】	20
税務署コーナー	
社会保障・税番号制度について	21
群馬県からのお知らせ	24
平成27年度高崎法人会会員証について	25
表紙説明	26



『会長就任のご挨拶』

会長 市川 武

今年の日本経済はマイナス成長となった昨年から転じて、緩やかな回復基調をたどっており、また法人税減税、規制緩和等の成長戦略の効果が加われればさらなる成長も期待できます。4月以降もマイナス幅が縮小し、景気回復を実感できる企業が拡大する見通しです。高崎法人会にとっても組織率向上の追い風となつて目標が達成できることを期待したいと思います。

さて信澤会長が病氣療養中、会長代理として各事業に参加してまいりましたが1月26日の臨時理事会において信澤さんの後任として会長のご指名を頂き、正式に会長として出席するようになつてから急激にプレッシャーが掛かるようになり

ました。立場が変わると、これまで信澤会長とともに参加してきた筈の事業も初めての感覚で、こんなとき会長はどのような動きで、どのような挨拶をしたのか全く覚えていませんでした。

しかし、皆様のご指導とご協力のおかげで今年度予定していた事業はなんとか終了し、大詰めの総会と理事会を残すのみとなりました。

今年度は役員改選の年でもあり、役員定年制から数名のご勇退と一般社団法人の移行に伴い、理事数の大幅削減からかなり難しい人選が予想されます。円滑に処置できますように、お呼びが掛かった人はご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

げます。

今回、会長になって初めて参加しました「ふれあい写真コンテスト」や「絵はがきコンクール」の応募は年々増えて、一般参加の関心度は高まっております。法人会事業には是非関わりを持っていただきたいと思っております。

また、各委員会、地区会、支部等の会議に出席をしていただく事は大変重要なことです。高崎法人会の一員として第一歩を踏み出してください。



国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで
行えます。

法人会オリジナル
キャラクター
「けんた」

納税には
ダイレクト
納付
が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告を
するとこんなメリットが!

● 添付書類の提出省略

● 還付がスピーディ

法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索



税制改正のあらまし

この記事は、平成27年1月14日に閣議決定された平成27年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

【1】法人税関係

（1）法人税率の引下げ

法人税の税率が20%に引き下げられます。併せて、法人事業税所得割の税率の引下げも行われ、これにより法人実効税率が改正されます。

（2）欠損金の繰越控除制度の見直し

（1）欠損金の控除限度額の引下げ
青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、段階的に引き下げられます。ただし、中小法人等については、現行の控除限度額が存置されます。

（2）繰越期間の延長
青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間が10年に延長されます。これに伴い、欠損金の繰越控除の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限及び更正の請求期間が、それぞれ10年に延長されます。

（3）受取配当等の益金不算入制度の見直し

受取配当等の益金不算入制度について、現行の持株比率の基準及び益金不算入割合が見直され、改正され

ます。

（4）研究開発税制の見直し

試験研究を行った場合の税額控除制度について、「一般試験研究費」の控除限度額が「法人税額の25%」に見直されるとともに、「特別試験研究費」の控除限度額を別枠化（5%）し、控除限度額の総枠が「法人税額の30%」とされました。また、「特別試験研究費」の範囲が拡充されるとともに、税額控除率についても引き上げられます。

（5）所得拡大促進税制の見直し

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度における雇用者給与等支給増加割合の要件について見直しが行われます。

（6）地方拠点化税制の創設

企業の本社機能等に関し、東京圏から地方への移転、又は地方における拡充の取組みを支援するため、地域再生法の「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の承認を受けた企業に対して、一定の建物等に係る投資減税、雇用促進税制の特例が講じられます。

【2】地方税関係

（1）外形標準課税

（1）法人事業税の税率の見直し
資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率が改正されます。なお、法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税が2年間で1/2に拡大されます。

（2）外形標準課税の拡大による配慮措置
①一定規模以下の法人において、事業税額が外形標準課税の拡大により負担増となる場合、2年間に限り、負担変動に対する配慮措置が講じられます。
②法人事業税においても、法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合は、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度が導入されます。

（2）ふるさと納税の拡充

（1）個人住民税における都道府県又は市町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）について、特例控除額の上限が個人住民税所得割の2割に拡充されます。

（2）確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は、ワンストップで控除を受けられる仕組みが創設されます。

【3】消費税関係

（1）消費税率10%引上げ時期の変更

（1）消費税率の10%への引上げの施行日が平成29年4月1日とされます。

（2）消費税率の10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成28年10月1日とする等の改正が行われます。

（3）「景気判断条項」（税制抜本改革法附則第18条第3項）が削除されます。

【4】所得税関係

（1）ジュニアNISAの創設

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が創設されます。

（2）NISAの改正

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

(NISA) について、非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額が、120万円(現行:100万円)に引き上げられます。

【3】住宅ローン控除等の延長
住宅ローン控除等の措置について、消費税率10%への引上げ時期の変更を踏まえ、適用期限(平成29年12月31日)が1年6ヶ月延長され、平成31年6月30日までとされます。

【5】資産税関係

(1) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長等
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、平成27年の非課税枠が拡大されるとともに、消費税率10%への引上げに伴う駆け込み・反動減に対応するための措置が講じられた上で、適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。

(2) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設
個人(20歳以上50歳未満

の者に限ります。以下「受贈者」といいます)の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,000万円(結婚に際して支出する費用については300万円)までの部分については、贈与税が課されないこととされます。

(3) 教育資金の一括贈与の非課税措置の延長
直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、特例対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等が加えられた上で、適用期限が平成31年3月31日まで延長されます。

【6】その他

(1) 財産債務明細書の見直し
財産債務明細書について、次の見直しが行われ、新たに財産債務調書として整備されます。

(1) 提出基準の見直し
「所得2千万円超であること」かつ「総資産3億円以上または有価証券等1億円以上(12月31日時点)であること」とされます。

(2) 記載内容の見直し
記載内容は、国外財産調書と同様とされます(例:不動産は所在地別に、有価証券等は銘柄別に記載。価額は原則として時価(見積額も可)とされます)。

(3) 過少申告加算税等の特例
国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減する特例措置が講じられます。

(2) 空家等対策の推進に関する固定資産税等の改正
空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく必要な措置の勧告の対象となつた特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外する措置が講じられます。

平成27年度上期

「税務説明会」日程表

※時期、会場にかかわらず、ご参加いただけます。

決算税務説明会

- 4/14(火) 14:00~16:00(渋川ブロック) 渋川市金島ふれあいセンター
- 4/22(水) 14:00~16:00(群馬ブロック) 高崎市市民活動センター(ソシアス)
- 5/13(水) 14:00~16:00(榛名・倉渕) 榛名商工会館
- 5/14(木) 14:00~16:00(高崎ブロック) 高崎市総合福祉センター
- 5/18(月) 14:00~16:00(安中・松井田) 安中市文化センター
- 7/28(火) 14:00~16:00(高崎ブロック) 高崎市総合福祉センター
- 9/15(火) 14:00~16:00(高崎ブロック) 高崎市総合福祉センター

新設法人税務説明会

- 4/15(水) 14:00~16:00 高崎市総合福祉センター
- 9/9(水) 14:00~16:00 高崎市総合福祉センター

改正税法普及説明会

- 5/15(金) 16:00~17:00(吉井) 吉井商工会館
- 6/9(火) 14:00~15:30(高崎) ビエント高崎
- 6/12(金) 14:00~15:30(榛名・倉渕) 榛名商工会館
- 6/15(月) 14:00~15:30(安中・松井田) 安中市文化センター
- 6/16(火) 14:00~15:30(高崎) 高崎市産業創造館
- 6/17(水) 14:00~15:30(群馬ブロック) 南部コミュニティーセンター
- 6/18(木) 14:00~15:30(渋川ブロック) 渋川市金島ふれあいセンター
- 6/24(水) 14:00~15:30(高崎) 高崎市総合福祉センター
- 5月中旬 新町地区会

※高崎ブロック・高崎・新町・吉井地区会
渋川ブロック・渋川・伊香保・子持・北橘・赤城地区会
群馬ブロック・群馬・箕郷・吉岡・榛東地区会

平成27年度 定時総会のご案内

(ご欠席の場合も、総会の出欠通知は、必ずご返信ください。)

日時：平成27年 5月26日(火)
午後4時～
場所：高崎ビューホテル
(高崎市柳川町70)

議案：①平成26年度収支決算承認の件
②任期満了による役員改選の件
報告事項：・平成26年度事業報告
・平成27年度事業計画及び収支予算
・公益目的支出計画実施報告書

平成27年度事業計画

自平成27年4月1日～
至平成28年3月31日

基本的指針

よき経営者を目指すもの
の団体として企業の積極的な
自己啓発を支援し納税意識
の向上と企業経営及び社会
の健全な発展に貢献します。

方針

基本的指針を基に、会員
企業の声を反映し、より一層
の「公益性の拡大」・「統一性
の確立」・「透明性の確保」を
目指し、企業と地域社会の
ため事業活動を行う。

事業計画

公益事業

(1) 税務支援事業

- ① 税務研修・普及事業
 - (イ) 改正税法普及説明会
 - (ロ) 決算税務説明会
 - (ハ) 新設法人税務説明会
 - (ニ) 青年部会税制セミナー
 - (ホ) 女性部会研修会
 - (ヘ) 最新の税務情報の提供

② 税制提言事業

- (イ) 全国大会への参加
- (ロ) 平成28年度税制改正に
関する提言
- (ハ) 地元選出の国会議員や
地方自治体等に対する
要望活動

③ 租税教育事業

- (イ) 小学生を対象とした租
税教室の開催
- (ロ) 小学生を対象とした税
に関する絵はがきコン
クールの実施
- (ハ) 租税教育推進協議会主
催の研修会への参加

④ 税の広報・啓蒙事業

- (イ) e-Tax・eLTA
Xの周知広報活動及び
普及拡大活動の実施
- (ロ) 広報紙「法人だより」の
発行と配布
- (ハ) 税を考える週間(11月
11日～17日) 街頭広報
活動の実施
- (ニ) 税に関する「ふれあい
写真コンテスト」の開
催

(2) 経営支援事業

- ① 経営支援研修会の開催
- ② セミナーDVDレンタル
サービスの実施
- ③ インターネットセミナー
の実施
- ④ ホームページでの経営支
援情報の提供

(3) 地域社会貢献事業

- ① 社会福祉協議会へのタオ
ル寄贈
- ② 公開講演会等の開催
- ③ 地域社会への貢献活動
- ④ 地域イベントでの租税の
啓蒙活動、または協賛
- ⑤ 地域の清掃活動
- ⑥ 小学校への教育資料の寄
贈

共益事業

(1) 会員支援事業

- ① 研修会・交流会等の開催
- (イ) 異業種交流会の実施
- (ロ) 会員相互の交流を目的
とする研修会
- (ハ) ゴルフ大会の開催

(2) 会員支援事業

- ① 会員数5,000社台並
びに会員加入率50%台達成
を目標に、会をあげて会員
募集を推進する。そのため、
地区会毎に年間の会員増強
目標数を定めて、地域の実
情に即した募集活動を実施
する。会員増強月間である
9月～12月の4カ月間は、
特に重点的に会員増強運動
を実施する。
- (イ) ボウリング大会の開催
- (ロ) 視察研修会等の開催
- ② 優良経理担当者表彰式
- ③ ネットバンキング会員割
引サービス・法人会融資
制度の実施
- ④ 厚生制度推進
- (イ) 法人会福利厚生制度の
普及と推進
- (ロ) 中小企業向け貸倒保証
制度の推進
- (ハ) 生活習慣病健診の実施

高崎税務署管内
税務協力団体
連絡協議会

ふれあい写真コンテスト

(一社)高崎法人会が中心となり、写真コンテストを開催しました。

応募点数258点(一部104点、一部154点)の中から記念特別賞1点、各部17点、合計35点の作品が入賞しました。その内上位15作品をご紹介します。

この写真コンテストは、私たちの納めている「税」が社会の中でどう活かしているか、広く皆さんに知っていただくため、社会貢献活動の一環として開催しているものです。

なお、表彰式は2月22日(日)にピエント高崎3階において開催し、全入賞作品は確定申告期間中(2月16日～3月16日)確定申告相談会場のピエント高崎にて展示しました。

※第10回記念特別賞は表紙に、各部門の第一位「推薦」作品は裏表紙に掲載しております。
※入選の作品は当会ホームページにて掲載しております。



特選

(高崎税務署管内 納税貯蓄組合連合会長賞)
『ドクターヘリと救命隊』
狩野 哲 男 (榛東村)

特選

(群馬県酒造組合高崎支部長賞)
『消火訓練』
澁澤 操 (高崎市)



特選

(高崎間税会長賞)
『谷を渡る八ツ場バイパス』
高橋 洋 二 (高崎市)



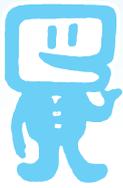
準特選

『無事救出!』
小林 健 次 (高崎市)

第一部 テーマ ■ 「税」が活かされている場面

快適で安全な生活が営めるように、国や県・市町村は教育・文化の振興、道路整備、福祉など、個人の経済力や責任でまかなうことのできない公共サービスや公共施設を提供しています。

「税」が社会に活かされている様子を写真で表現していただきました。



第一部

「税」が活かされている場面



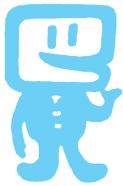
準特選

『女子高校生の交通安全指導』
角田 侃 男 (昭和村)



準特選

『祝い・テープカット』
高橋 健 一 (前橋市)



第二部

「ふれあい」または
「社会貢献」に関すること



特選

(高崎税務署管内 青色申告会連合会長賞)
『うた声列車』
小 島 良 行 (桐生市)



特選

(高崎小売酒販組合理事長賞)
『焼き饅頭』
原 田 忠 明 (高崎市)



特選

(関東信越税理士会 高崎支部長賞)
『雪の挙式』
小 坂 明 (前橋市)



準特選

『気持ちよく…』
篠原朝夫 (渋川市)



準特選

『孫とおばあちゃん』
小菅寛 (富岡市)

第二部 ■ 「ふれあい」または「社会貢献」に関すること

税に関係なく、「ふれあい」や「社会貢献」に関することをテーマに作品をご応募頂きました。



準特選

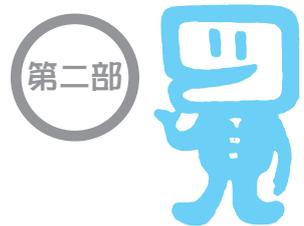
『終ってよかったね』
鈴木晃 (高崎市)

主催：高崎税務署管内 税務協力団体連絡協議会

一般社団法人高崎法人会（主幹）、高崎税務署管内納税貯蓄組合連合会、
高崎税務署管内青色申告会連合会、群馬県酒造組合高崎支部、高崎小売酒販組合、
高崎間税会、関東信越税理士会高崎支部

後援：高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村、高崎税務署、高崎行政県税事務所、
渋川行政県税事務所

協賛：群馬県写真材料商組合高崎支部、株式会社フジカラープロフォトセンター



T&D
T&Dグループ

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約36万社

※平成25年度末。当社調べ。
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数。

DAIDO 大同生命 群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260



16
ホーター賞
2004年度賞

エイジフリーに 人材戦略は対応できるか

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

専門能力、高意欲、
高生産性が強み

少子高齢化が進行する中、社会経済の成長を図るにはエイジフリーは避けて通れない課題である。企業はこれに対応できる準備をしておく必要がある。では、エイジフリーという人材戦略は成り立つのか。結論から言えば、イエスである。数多くの高齢者雇用事例をみると、高齢社員には高齢社員にしかない「専門能力」「高意欲」「高生産性」という3つの強みがあることがわかる。この強みを活かす仕組みと働きかけがあれば、企業にとってなくてはならない戦力として能力を活用できるはずである。

最適問題解決能力を
活用する

高齢者の持つ強みのひとつも大きなものは「専門能力」であるが、職務経験によつて培われてきた「問題解決能力」は、仕事を進め、会社が利益を上げていくうえで非常に重要な能力である。人の知能には、「流動性知能」と「結晶性知能」があるといわれる。前者は情報処理を決める知能で、記憶力に代表され、20歳代をピークに低下するといわれる。一方、「結晶性知能」は、経験が蓄積された知識の結晶で生涯にわたり発達していく。加齢とともに流動性知能から結晶性知能へ、その知能の強みに変化していく。20歳代では流動性知能の記憶力が強みで、仕事の

正しい処理、操作ができるようになる。それが30歳代を越えるころから結晶性知能が発達してきて、仕事に習熟するだけでなく、職場で起きるトラブルに対し現状を回復させ、問題を解決していく問題解決能力が発達してくる。さらに年をとる職業もあがってくると、解決すべき課題の難度もあがってくる。それまでに直面したいくつもの解決策や最適な処理方法が頭に思い浮かぶようになる。これが最適問題解決能力である。

3段階ですすむ
能力の陳腐化

専門能力という強みを持つ高齢者だが、個人まかせでほったらかしにすると、3段階で陳腐化してくる。第1段階は、その場しのぎの能力開発である。とくに若い時期に基礎的な専門知識を体系的、系統的に学習するのはなく、その場の仕事に必要な能力開発で済ませていると、20代から陳

腐化が始まることになる。こういう状態で年を重ねてくると、その職場でのライオン化のプロセスに入る。日常の仕事処理には必ずしも専門能力は必要ない。過去の知識経験があれば処理できるし、熟練してくれば早く正確にできるようになる。企業環境の変化に対応できる能力を持ったエキスパートがいればその熟練者の陳腐化を指摘できるが、いなければ熟練者は職場の頂点に立つライオンとなってしまう。ライオン熟練者が管理職に昇進してくと、人も組織も中身の無いテンプレ構造化してくるといふ第3段階に踏み込むことになる。変化に対応できる専門能力がなくても部下などを動かして仕事をすることもできるわけで、社内影響力を専門能力と誤認しつづけることになる。高齢者は組織人ではなく、固有の専門能力をもった職業人としなければ、エイジフリーの人材戦略にはならない。



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

製品安全プラス 「おもてなし」の発想

日刊工業新聞社 論説委員 岡田 直樹

円安が追い風になってい

るのだろう。都心で外国人観光客を見かける機会が増えた。なかでも東京・秋葉原の電気街は、買い物袋を下げた観光客で賑わいを見せている。自然災害が相次ぐ日本に年間1000万人以上もの観光客が訪れるのは、食も含め「ジャパンプラント」への揺るぎない信頼があるからではないか。日本製品そのものが観光資源なのである。

日本製品の信頼性向上への取り組みは、緩やかだが着実に進展している。今ではメーカーの製造物責任にとどまらず、流通事業者や消費者を巻き込み、サプライチェーン全体で安全という価値を生み出す動きが本

格化している。

その牽引車になっているのが、2014年度で8回を数える「製品安全対策優良企業表彰」(経済産業省主催)である。製品安全に積極的に取り組んでいる製造事業者、輸入事業者、小売事業者をそれぞれ企業単位で公募する。評価の対象は各企業が取り扱う個々の製品の安全性ではなく、企業全体の製品安全活動である。

受賞企業には特典がある。製品のパッケージや包装紙などに「製品安全対策優良企業ロゴマーク」を表示し、製品安全対策の優良企業であることを宣伝・広報できる。ただし製品自体の安全性は評価の対象になっていないため製品本体

には表示できない。14年度以降は、経済産業大臣賞もしくは金賞を3回以上受賞すると、「ゴールド企業ロゴマーク」を使用できるようになった。

製品安全対策は「守り」ではなく、収益向上や顧客拡大に直結する「攻め」の施策だ。メーカーはかつて重大事故発生時の事後対策を主眼にしていたが、近年は設計段階からリスクを洗い出す。受賞企業からは「社員がより顧客目線を意識するようになった」との声も聞かれ、製品安全文化の醸成に一役買っているようだ。

製品安全対策は、少子高齢化が急速に進む地方の有り様とも密接に関わっている。14年度に中小企業小売販売事業者部門で商務流通保安審議官賞を受賞した力イノ電器(山形県寒河江市)は、いわゆる「まちの電気屋さん」だが、地域の見守り役に徹することで大手家電量販店に伍していける信頼を

築いている。

スタッフが独居老人や老夫婦のお宅を巡回して電化製品の正しい使い方を教えたり、危険性があると判断した場合に民生委員や遠方に住む家族と連携をとったりしている。雨戸やトイレの修理も引き受け、「まちの便利屋さん」と呼ばれることもあるという。

こうした地道な中小企業の取り組みは、日本企業がこれから高齢化を迎える国々の市場を開拓する際、サービスピッチの「ジャパブランド」になる可能性を秘めている。日本人が脈々と受け継いできた繊細で温もりのある「おもてなし」の精神にも通じるものがありそうだ。安倍政権が政策の目玉に掲げる地方創生においても、地域密着型の中小企業が培ってきた製品安全プラス「おもてなし」の発想に、有効な解があるかもしれない。

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

— 法人会 —
新 生きるための
がん保険 Days

がん保険なら



医療保険なら



— 法人会 —
ちゃんと応える
医療保険
NEVER

■引受保険会社(お問い合わせ先)

Afiac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー-13F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

平成27年1月からの

相続税・贈与税

どう変わった？

税理士 生沼寛隆

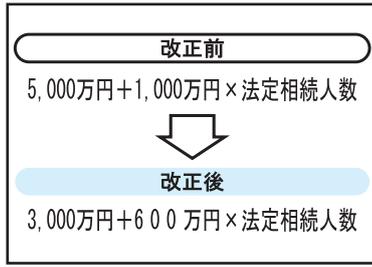
平成27年1月1日より、相続税・贈与税が改正されました。

改正前の相続税では、相続が発生しても多くの場合が基礎控除額の範囲内であったため、相続税を支払っている人は約4%でした。しかし、今回の改正により相続税の対象となる人が

相続税 主な改正内容

改正①基礎控除額が「従来
の6割」へ縮小

相続税は遺産額から基礎控除を引いて計算されますが、平成27年1月1日以降に発生した相続については



基礎控除額が以下のように縮小されます。
例えば4人家族（夫・妻・子供2人）の夫が亡くなった場合、改正前であれば基礎控除は5,000万円+3人×1,000万円=8,000万円であったのに対し、改正後は3,000万円+3人×600万円=4,800万円（改正前の6割）にまで下がることとなります。

改正② 相続税の最高税率が「55%」へ
相続税は、課税される遺

産の金額に応じ、金額が高くなれば高くなるほど、税率が高くなる「超過累進課税」という制度が採用されています。
今回の改正により、平成27年1月1日以降の相続では各相続人の法定相続分相当額が2億円超の税率が高くなり、6億円超の部分については55%もの税率がかかってくることとなります。

法定相続分に 応ずる取得金額	改正前		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0万円	10%	0万円
3,000万円 "	15%	50万円	15%	50万円
5,000万円 "	20%	200万円	20%	200万円
1億円 "	30%	700万円	30%	700万円
2億円 "	40%	1,700万円	40%	1,700万円
3億円 "			45%	2,700万円
6億円 "	55%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

改正③ 小規模宅地等の特例

例における特定居住用面積の拡大と二世帯住宅用地の特

要件緩和
小規模宅地等の特例とは、一定の要件に当てはまる土地については、評価額を減少してくれる特例で、この特例を活用することにより、相続税の節税が可能となります。
また、この特例は大きく分けて「特定居住用」「特定事業用」「貸付事業用」の3つがあります。

そして、この3つのうち特定居住用の土地については評価額を80%減額することができ、課税される評価額は本来の評価額の20%となります。

しかし、広大な土地の場合、その土地の全てが対象となるわけではなく、現行制度では80%減額の対象とされる面積は240㎡が上限となっています（土地のうち240㎡を超える部分は本来の評価額とされません）。

今回の改正では、平成27年1月1日以降の相続については、この特定居住用の面積上限が240㎡から330㎡になります。

これにより、240㎡超の特定居住用の対象土地をお持ちの人については、3

30㎡まで80%減額することが可能となり、一層の節税が可能となります。
加えて二世帯住宅については、改正前は建物内部で二世帯の居住スペースがなかったと見なされ、特定居住用の特例の適用が出来なかったところ、改正後は構造上の要件が撤廃されることとなります。

改正④ 小規模宅地等の特例における特定居住用と特定事業用の完全併用が可能

小規模宅地等の特例については、「特定居住用」「特定事業用」「貸付事業用」の3制度について複数制度を選択することが可能です。ただし、現行制度では対象となる土地の面積について調整計算を行わなければならない、「特定居住用（面積上限240㎡）」と「特定事業用（面積上限400㎡）」の2つの適用を受けようとする、調整計算によって最大400㎡までしか対象となりません。

それが今回の改正によって、平成27年1月1日以降の相続については、「特定居住用（面積上限330㎡）」

改正前	
未成年者控除	6万円 × 20歳に達するまでの年数
障害者控除	6万円（特別障害者：12万円） × 85歳に達するまでの年数

↓

改正後	
未成年者控除	10万円 × 20歳に達する年数
障害者控除	10万円（特別障害者：20万円） × 85歳に達するまでの年数

また障害者控除とは、相続人（相続により遺産をもらう人）が一定の要件を満たす85歳未満の障害者である場合、その相続人の相続税額から一定の金額が控除されるという制度です。

未成年者控除とは、相続人（相続により遺産をもらう人）が一定の要件を満たす未成年者の場合、その相続人の相続税額から一定の金額が控除されるという制度です。

と「特定事業用（面積上限400㎡）」については、調整計算を行わずに、合計730㎡までを対象とすることができるようになるため、要件に当てはまれば一層の節税が可能となります。

改正⑤ 未成年者控除、障害者控除の拡大

基礎控除後の課税価格	改正前		改正後			
	税率	控除額	一般		直系卑属	
			税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円	10%	0万円	10%	0万円
300万円〃	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円〃	20%	25万円	20%	25万円	20%	30万円
600万円〃	30%	65万円	30%	65万円	30%	90万円
1,000万円〃	40%	125万円	40%	125万円	40%	190万円
1,500万円〃	50%	225万円	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円〃			50%	250万円	45%	265万円
4,500万円〃			55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円	55%	640万円

平成27年1月1日以降の贈与（暦年課税）については、相続税率改正に伴って贈与税率の改定も行われま

されるという制度です。今回の改正によって、平成27年1月1日以降の相続

贈与税 主な改正内容

改正① 贈与税率（暦年課税）の見直しと20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の税率の創設

等については、これらの控除額が以下のように拡大されます。

また、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促進し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点から、平成27年1月1日以降に祖父母・父母から20歳以上の子・孫等の直系卑属への贈与を行う場合には、一般の税率と異なる税率が適用されます。

改正② 相続時精算課税制度の要件の緩和

相続時精算課税制度とは、20歳以上の推定相続人が65歳以上の贈与者から贈与を受けた財産について、2,500万円までは贈与時の贈与税は非課税（2,500万円を超える部分については20%の税率で贈与税が課税）とされ、その贈与者が亡くなった場合には、その贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額を合算して、相続税として精算（本

この結果、年間の贈与財産が400万円超の財産を直系卑属に贈与する場合には、改正前より節税が可能となります。

《その他》事業承継税制の要件の緩和（相続税・贈与税）

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度とは、中小企業等の後継者が相続等によりその会社の株式を被相続人から取得した場合に、一定要件を満たせばその株式に係る相続税の80%が納税猶予されるという制度です。

また、相続だけでなく贈

与の場合も、一定要件を満たせば、その株式に係る贈与税の80%が猶予されます。（相続・贈与ともに発行済議決権株式総数の3分の2までの非上場株式等が対象となります）

この納税猶予制度について、平成27年1月1日以降の相続または贈与について、以下のような適用要件の緩和が行われました。

今回の改正によって、平成27年1月1日以降の相続時精算課税の適用については、贈与者の年齢が60歳以上に緩和され、また受贈者に孫が加えられました。

この制度は、将来値上がりしそうな財産や賃貸アパートなどの収益物件を相続前に移転するために用いることが多いのですが、今回の改正で対象者が拡大するため使いやすさが増すこととなります。（ただし孫に対する相続時精算課税贈与については、相続時に相続税額が2割増しとなることから相続まで見据えて実行する必要があります）

適用要件の緩和
1. 雇用確保要件の緩和 「毎年8割以上」が必要⇒「5年間平均で8割以上」に。
2. 後継者の親族間承継要件の廃止 「親族間での承継」が必要⇒「親族に限らず適用が可能」に。
3. 先代経営者の役員退任要件の緩和〔贈与税〕 「役員の退任」が必要⇒「代表者退任要件（有給役員として残留可）」に。

平成27年に取り組むべき経営者の課題



未来事業(株)
代表取締役
吉岡 憲章

ピーター・ドラッカーが、できる経営者が習慣化して成果を上げることができていることをいくつか挙げて指摘してはいますが、その中で、「聞け・話すな」と喝破しています。

ちよつとできる経営者は、どうしても自分の考えが先行して、皆に押し付けがちになります。

どうやったら、「一年で儲かる会社になれるか」について、スタッフや協力者たちの意見や情報を徹底的に出してもらって、社長の考えに付加すると、さらに良いプランができる上に、皆のこころも一つにまとまるのではないのでしょうか。

「企業は経営者次第」と、言われます。

それは、「社長の変革意識と実行力」次第ということに他なりません。

新年にあたり、まず「わが社の今年の経営方針」を社員たちに明確に伝えることから始めましょう。

すことです

より収益を増やせるかどうかは、現在の事業のあり方で決まってしまう。

もっと儲かるようにするために、ビジネスモデルのどこを変えればよいか、を追及しましょう。

3. 人財を積極的に育成することです

中小企業にとって、社員は最大の財産です。

「わが社をこのようにしたい」とか、「この目標に向かって頑張ろう」という社長の思いを、社員たちにはっきりと知らせることで、きつと、社員たちは一緒にその思いに挑戦してくれるはず。

すことです

「戦うかが、大切です。」

そのためには、経営者の皆様には、次にあげる3つの課題に取り組んでいただければと思います。

1. 何よりも徹底的に収益改善策を断行することです

たとえ、現在はそこそこの経営ができていても、「わが社は危機状態にある」と思うことです。

この先、「生き残っているかどうか」は、この「危機感」を持つかどうかにかかっています。

本当に危機だと思えば、「実行」はついてきます。

2. ビジネスモデルを見直

すことです

したがって、「地方の中小企業」がその両方の「格差攻撃」によって、厳しい環境を強いられることになるでしょう。

ご案内のように、政府の企業に対する金融姿勢が、中小企業円滑化法が終了後、180度変化しました。

これまでの「条件変更をしても企業を生き残させる」から、「生き残れる企業を選別し、転廃業を促進する」、すなわち「厳しい経営状態の中小企業は退場してもらいますよ」ということです。

しかし、このような外部環境はどうあれ、私たち経営者は「わが社を守り、生

今年

はひつじ年。未年の人は、おとなしい外見からは想像ができないほどの情熱と、芯の強さを持つている一方、物事を手堅く進めるので、人生において大きな失敗や障害にぶつかることが少ないということです。

昨年末の衆議院総選挙は予想通り自民党が勝利して、いわゆる「アベノミクス」が評価されたということになります。ただし、成長戦略は全体としては成長しても、「格差拡大」する宿命を持っています。

それは特に、「地域格差」と「企業格差」に顕著に表れます。

女性部会

・税に関する
絵はがきコンクール審査会
・伊香保にて税務研修会等を開催

審査会

二月二十二日(日)「第六回税に関する絵はがきコンクール」の審査会を、吉田署長をはじめ高崎税務署から五名、石井税理士会高崎支部長、市川本会会長にご出席いただき開催しました。

研修会

三月八日(日)から一泊で伊香保・森秋旅館において研修会を開催しました。初めに、税務研修として高崎税務署 菅原副署長に「酒に関するよもやま話」と題して酒税に関するお話をお聞きしました。

次に、女性部会員 関根夫佐子さんによる「健康フラダンス講座」を開き、参



健康フラダンス講座



酒に関するよもやま話

加者全員で楽しく賑やかにフラの練習を行いました。交流会では、地区ごとにフラの成果を披露し、楽しいひとときを過ごしました。

青年部会

租税教室と
下期研修会の開催

租税教室の開催

十一月と二月にかけて、高崎税務署管内の小学校六年生二一校・約一三六〇名の児童に、部会員のべ七一名が講師やアシスタントとして教壇に立ち、租税教室を開催いたしました。

「お忙しい中ありがとうございます。租税教室の授業を受けて、子供たちは税に対する知識を深めることができました。」などの感想を頂き、子供たちの素直さや学ぶ姿勢に、こちらも真剣に取り組まなければと改めて感じました。



下期研修会



青年部会(川鍋太志部会長)は、三月十七日(火)、高崎ビューホテルにて、高崎市出身の落語家、柳家小蝠氏をお招きし、下期研修会を開催いたしました。

柳家小蝠氏の落語を通じて、日本語の面白さや奥深さを再認識させていただきました。

プロフィール

平成6年に5代目立川談志師匠に入門。平成13年10代目桂文治門下へ、平成16年に柳家蝠丸門下へ移籍後、平成17年2月に二ツ目に昇進、柳家小蝠を襲名され、平成26年5月真打に昇進

「生きる」を創る。

Aflac 保険相談

募集代理店

(有)井田総合ビジネス

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2
TEL027-361-8431 FAX027-361-8455

アフラック(アメリカンファミリー生命)
サービスショップ
高崎飯塚店
(駐駐車場完備)

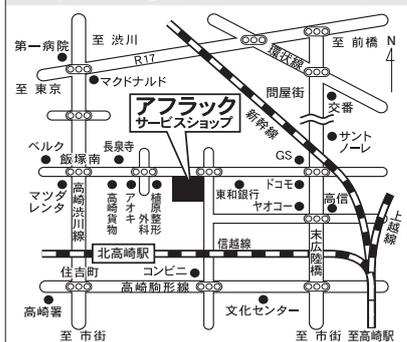
アフラック い〜な
☎0120-0269-17

ホームページから見積りできます。

http://www.idasogo.co.jp
master@idasogo.co.jp

●営業時間 9:00~18:00(日曜・祝日定休)●

ご来店・お電話お待ちしております。



群馬

会員企業紹介

株式会社つかさフードサービス



代表取締役
後閑 泰司

一、所在地

高崎市足門町八三六
TEL 〇二七―三七三―〇二九五

二、事業概要・会社PR

高崎から渋川に抜ける、県道高渋線沿いの和食店「食亭つかさ」を運営。

全7室で最大180名迄収容。お食事やご宴会、ご法要お浄め席のほか、現在は観光団体食の受注にも力を入れている。

三、経営理念

くつろぎの空間と旬の



店舗外観

食彩の提供を通し、地域に貢献する。信頼、信用を得て、地域に愛顧される店舗を展開する。来たる「創業50周年」に向け、スタッフ一同、日々邁進しています。ぜひ、ご利用ください。



ご案内図

伊香保

会員企業紹介

有限会社 長竹

よろこびの宿しん喜

代表取締役

長竹 佳子

一、所在地

渋川市伊香保町

伊香保五五七―三四
TEL 〇二七九―二〇―三三五五
http://www.shin-ki.com

二、事業概要・会社PR

標高800mから上州の大パノラマを望む展望大浴場と、お部屋からの眺望は抜群。地元食材に拘り抜いた会席料理を提供し、ぐんま地産地消



シルク会席

推進店の中でもさらに取り組みの進んだ優良店に認定されました。2011年より、絹と桑を料理に取り入れた「シルク会席」を提供し、「絹の国ぐんま」をアピールしています。

三、経営理念

「地の利は人の和に如かず」旅館に係わる全ての人の和をもってお客様に接し、お客様に家族の和・友人の和を再認識して頂く様なサービス・おもてなしを提供して行きます。



展望大浴場



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 八コダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予算管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: http://www.hakoda-group.com/

北 橋

会員企業紹介

有限会社 メンテナンスサイトウ

代表取締役

齋藤 佳幸

一、所在地

洪川市北橋町

真壁二二八八一

Ⅷ〇二七九一五二一四二四六

二、事業概要・会社PR

当社は平成三

年十一月に、個人で事業場名メンテナンスサイトウとして、普通小型自動車分解整備事業を開業する。平成六年六月には、資本金300万円、従業員四名で、個人より法人格である有限会社メンテナンスサイトウへ変更する。平成九年五月に、指定自動車整備業・関東指定七一六一八



社屋外観

を取得。平成十三年七月には、関東運輸局群馬陸運支局より支局長表彰を受ける。以後現在に至る。

三、経営理念

環境に優しい自動車整備事業場として、地域に貢献する企業を目指しております。

箕郷

青年部会員による

租税教室の開催

箕郷地区区会では2月5日、青年部員5名を講師として、車郷小学校の6年生に向けて租税教室を開催しました。

授業の内容は、最も身近な税である消費税を例として課税事業者から税務署を経て日本銀行に集められる税金の一連の流れや、集められた税金の使い方は誰がどのように決めるのかという政治的な話題、今いる小学校にも様々な形で税金が使われていることなどを資料を使って解説した他、税金を払わないかわりに全ての行政サービスが有料化し、平穏な日常生活が送れなくなってしまう架空の世界を描いたアニメDVDの上映を行いました。

人前で話すことに慣れていないので授業をうまく進められる心配でしたが、1億円の



高橋久光(高橋建設株)

未来を担う子供たちに税の意義や役割を正しく理解してもらうことはとても大切だと思うので、来年度以降も続けていければと考えています。



企業のために、
経営者とともに。

T&D
T&Dグループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

下期研修会の開催

3月12日(木)高崎市総合福祉センターにて、(株)タニタの事業戦略部長である丹羽隆史氏をお招きし「タニタの取り組み健康経営とその展開について」と題した研修会を開催しました。

研修会当日は、会員の方々はじめ一般の方も含め約130名の方が聴講に訪れました。

丹羽氏は、タニタの原点や概要の紹介から、自社が開発したユニークな商品の説明や、ただ平均寿命を延ばすのではなく、介護を受けたり病気で寝たきりになつたりせず日常生活を元気に過ごせる期間である「健康寿命」を延ばすことが大切であると説明され、そのために取り組める事を事例を挙げながら説明しました。

また、国民が負担する医療費については、進む高齢化と比例して伸びていく医療費をグラフで示唆し、これからは発生してからでは

なく、予防に力を注ぐことが大切であるし、予防医療の充実を地域産業連携でカバーするべきであると説きました。

健康寿命延伸に向けた環境整備として、企業・個人が予防医療に自己責任で取り組むことが、将来の医療費抑制につながり、健康への取り組みに対する企業・個人の意識を「コスト」から「投資」へ切り替えていく事が必要で、そのための需要と供給の両面からの環境整備が必要であると説明しました。



新会員・部会員紹介

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

青年	群馬	高崎	高崎
① (株)松昇 ② 中島 勝利 ③ 安中市松井田町二軒在家 ④ 製造業	① (株)セットアップ ② 鹿志村 俊文 ③ 高崎市金古町 ④ 電気工事業	① 新都市創造(株) ② 原 浩一郎 ③ 高崎市問屋町 ④ 都市開発に関する企画・調査・コンサルティング業務	① (有)アイリス ② 梅村正夫 ③ 高崎市高関町 ④ 宅地建物取引業
青年	群馬	高崎	高崎
① 高橋建設(株) ② 高橋久光 ③ 高崎市箕郷町西明屋 ④ 建設業	① Recon(株) ② 坂本倫永子 ③ 高崎市中泉町 ④ 建設業	① 杉浦商事(株) ② 杉浦芳郎 ③ 高崎市問屋町 ④ 保険業	① (株)アジアグループ ② 根岸健晴 ③ 高崎市通町 ④ 飲食店経営
青年	箕郷	高崎	高崎
① (株)ディアホーム ② 宮崎一也 ③ 高崎市箕郷町生原 ④ 建築業	① (株)KKカンパニー ② 岡田和樹 ③ 高崎市箕郷町下芝 ④ 内装工事業	① (有)外所電気 ② 外所五三夫 ③ 高崎市貝沢町 ④ 電気工事業	① (株)光苑 ② 須田洋平 ③ 高崎市飯塚町 ④ 造園業
女性	箕郷	高崎	高崎
① (有)高崎保安機材 ② 陳美穂 ③ 高崎市剣崎町 ④ 保安用品の製造販売	① (株)ディアホーム ② 宮崎一也 ③ 高崎市箕郷町生原 ④ 建築業	① (株)八木造園 ② 岩崎重雄 ③ 高崎市京目町 ④ 造園業	① (株)Cosmo ② 常木茂幸 ③ 高崎市上中居町 ④ 総合建設業
問い合わせ先 (一社)高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 FAX 027-363-4576	榛東 ① (株)アイシャトレーディング ② メムド・シャヒド ③ 北群馬郡榛東村長岡 ④ 中古車販売業	高崎 ① (株)ユニバースサイン ② 伊藤佳明 ③ 高崎市柴崎町 ④ 看板製造・設置行	高崎 ① (有)斉藤工業 ② 齋藤久 ③ 高崎市柴崎町 ④ 板金加工業

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

高崎税務署管内では、会員企業約5000社からなる『高崎法人会』が税務協力団体として、会員企業のため、地域社会のため、活動を行っております。
企業の発展と、地域社会への貢献のため、法人会にご入会くださいますようお願い申し上げます。

対人関係をほぐす

“たった二つの方法”

産業カウンセラー 柏木 勇一

①「思い込み」を手放して 自分を楽にする

思い込みを別の言葉にすると、こだわりです。自分の生き方、自分の価値観を持つた人と称賛される一面はありますが、本当にそうでしょうか。こだわりとは、自分が持っている価値観への執着です。その執着を武器に、頑固に我が道を進もうとすると、その先に待っているのは、ぎくしゃくした人間関係です。

I T企業で働くマネジャーで30代のAさんは、顧客企業のシステム構築を部下二人と担当することにになりました。受注のためにライバル社より納期を短くしたため、忙しい毎日です。ところが若い部下は経験が

浅く、失敗が目立ちます。「何やってんだ。この仕事はミスは許されないんだ。ふたりともダメ人間だ。」と

かりつける毎日。部下はすっかり委縮してしまい、

さらに仕事は遅れます。ここで問題なのは「ミスをしてはいけない」というAさんの

こだわりです。正しい考え

かと思ふかもしれませんが、働く人にミスはつきものです。誰も

がミスをして成長していくことを経験しているはず

です。Aさんの場合、「ミスをしてはいけない」という完璧主義的な

価値観で部下にいたり、「ダメ人間」というレッテルまで張ってしまいました。ここ

では価値観が相手を評価する物差しになっ

てしまったのです。「そ

んなキツイことを言わなくてもいいじゃないか」「もう

マネジャーとは話もしたくない」と、部下は距離をおき

始め、上司と部下の信頼関係は壊れました。この状態

をつくった正体は、Aさんの「思い込み」です。

思い込みを捨てるのではなく、いったん手放す余裕

が必要でした。これを防ぐ方法をひとつ紹介します。

自分のこだわりを押し通す前に、相手のこだわりを見

つけ、それを受け入れること

です。寛容という態度が上司には望まれます。

②組織の一員としての 共同体感覚を身につけよう

「人間の悩みはすべて対人関係の悩みである」とも言われています。職場での悩みを聞いてもほとんどが対人関係につながります。悪くて当たり前と開き直ればいいのですが、そうもい

で、寛容の精神の必要性を示しましたが、二つ目もそれに関連します。

職場の中で心のバランスを保つためには、自分を取り巻く共同体の一員であることを感じなければいけません。共同体感覚を持つためにはどうするか。それは、相手の立場に立つてみることです。相手の気持ちを想像することもできないで、自分の思いだけで暴走してしまつては共同体そのものが壊れます。常にはありませんが、「相手がこうしたら、自分はこうする」というパターンを覚えておくことも、対人関係を維持する効果があります。

この「相手の立場に立つ」という姿勢は、「相手の思い込みを受け入れる」とことにつながります。イラついた時にいったん深呼吸をしてこの考えを取り入れてみませんか。ほどほどの対人関係を保つことができるはず



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

税理士会

『支部長就任にあたり』



関東信越税理士会
高崎支部 支部長
折田 慶太

4月より関東信越税理士会高崎支部の支部長に就任しました折田慶太でございます。法人会の皆様には日頃より大変お世話になり、友好関係も深まっております。この場をお借りして感謝申し上げます。

この1月より、相続税の基礎控除が今までの6割に減額され、それにより、相続税に無縁であった人も納税義務を負うようになる可能性があります。税制改正は毎年行われており、税理士にとっても普段から、税法や実務に対して注意を払う必要性が当然出てきます。

また、昨年4月の消費税の引き上げの後、景気が鈍り、また円安も進み、大企業にとつては問題がないと

しても、中小企業・零細企業にとつては、なかなか業績が伸びない状況になっております。また、少子高齢化に伴い、事業の後継者もなく、廃業に追い込まれる会社も少なくありません。アベノミクスの第三の矢（成長戦略）が的中心を射止めるのには、まだまだ時間がかかりそうです。

経営者の方の申告や税務相談、経営指導を行い、より良い方向に導くのが税の専門家としての税理士の使命であり、そのためにも税理士の自己研鑽が必要になってきます。税理士は税金のことばかりでなく、資金繰りや金融機関の融資の相談も行います。皆様も是非とも税理士を活用していただき、このような経済状

況を少しでも改善していただければ幸いです。法人会と税理士会は、ともに地域経済の発展を目指しているところは同じです。

これからも法人会の皆様とは交流を活性化してゆき、社会貢献や会員増強にも力を入れて行きたいと思っております。

おしまいに、私の任期は2年間でございますが、歴代支部長が築いてきた高崎税理士会に恥じないよう精一杯がんばっていく所存でございますので、よろしくお願ひ申しあげます。法人会の皆様のご隆盛を祈念申し上げます。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

関東信越税理士会高崎支部役員名簿

— 平成27年4月1日現在 —

監事	中野隆二	松本康秀	新井徳治	木村めぐみ	小坂橋敬之	林克俊	高橋明彦	梁瀬剛	高橋広幸	福田夕紀子	萩原正文	柴崎昇三	植松聖美	田中直人	鈴木義昭	若林正	江原克典	山本享靖	眞下和弘	有田大輔	雲敦史	市川克弘	間寄孝雄	筒井勤	高見澤清	磯部聡	植松靖幸	原澤秀樹	小中正雄	吉井章一	羽鳥幸生	高橋浩生	副支部長	支部長
----	------	------	------	-------	-------	-----	------	-----	------	-------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	-----	------	------	-----	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	-----

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ 経営寸話

生産性向上設備投資 促進税制について

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 飯塚 玲子

生産性向上設備投資促進税制の証明・確認件数（平成26年12月時点）が経済産業省のホームページに公表されました。

これは、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的とした「産業競争力強化法」が昨年1月20日に施行され、1年を経過したことからこの法律の関連施策の運用実績及び好事例の公表として報告されたものです。

これによると、最新設備を導入する場合（A類型）の証明書発行件数は11万件を超え、利益改善のための設備を導入する場合（B類型）の確認書発行件数も4千件超となっており、あわせて12万件をこえる設備投資が見込まれています。

A類型の設備種類ごとの証明書発行状況は発行件数が多い順から機械装置、器具備品、建物付属設備、ソ

フトウエアとなっています。

B類型の確認書発行状況は業種別に多い順から製造業が40%、小売業27%、医療、福祉8%と続いています。

好事例ではレーヨン繊維用油剤の生産ライン増設を行った愛知県の企業や新規店舗の出店（スーパーマーケット）を行った山形県の事例など18件の事例が掲載されています。

●生産性向上設備投資促進税制の概要

次の期間に質の高い設備投資を行った場合に優遇税制が受けられる制度です。

平成26年1月20日から平成28年3月31日までに取得・事業の用に供した場合

即時償却又は取得価額の最大5%（建物及び構築物は3%）の税額控除

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得・事業の用に供した場合

特別償却50%（建物及び構築物は25%）又は取得価額の4%（建物及び構築物は2%）の税額控除

●適用対象法人
青色申告法人

●適用対象資産
機械装置、工具、器具及び備品、建物、建物付属設備、構築物並びに一定のソフトウェアで一定の要件を満たすもの

●必要手続き
A類型
工業会等から設備ごとに証明書を受けることが必要です。

B類型

投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けたうえで、経

済産業局へ申請が必要で

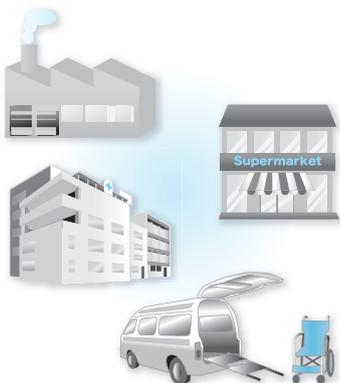
●要件
A類型

最新モデルであること
生産性が年平均1%以上向上していること

B類型

投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%）であること

経済産業省のホームページに公表された18事例には「企業からの声」も掲載されており、設備投資をご検討の際はご覧になるのもよいのではないかと思います。



社会保障・税番号制度の早わかり

社会保障・税番号制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。
- 平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。



個人番号について

- 個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。
- 個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。
- 個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

法人番号について

- 法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。
- 法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。
- 法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

税務関係書類への番号記載時期について

- 申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。
 - ① 所得税：平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から
 - ② 法人税：平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
 - ③ 法定調書：平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（※）
 - ④ 申請書・届出書：平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から

（※）法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

税務関係の申告書等に、 マイナンバーを記載して提出します。



国税通則法（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

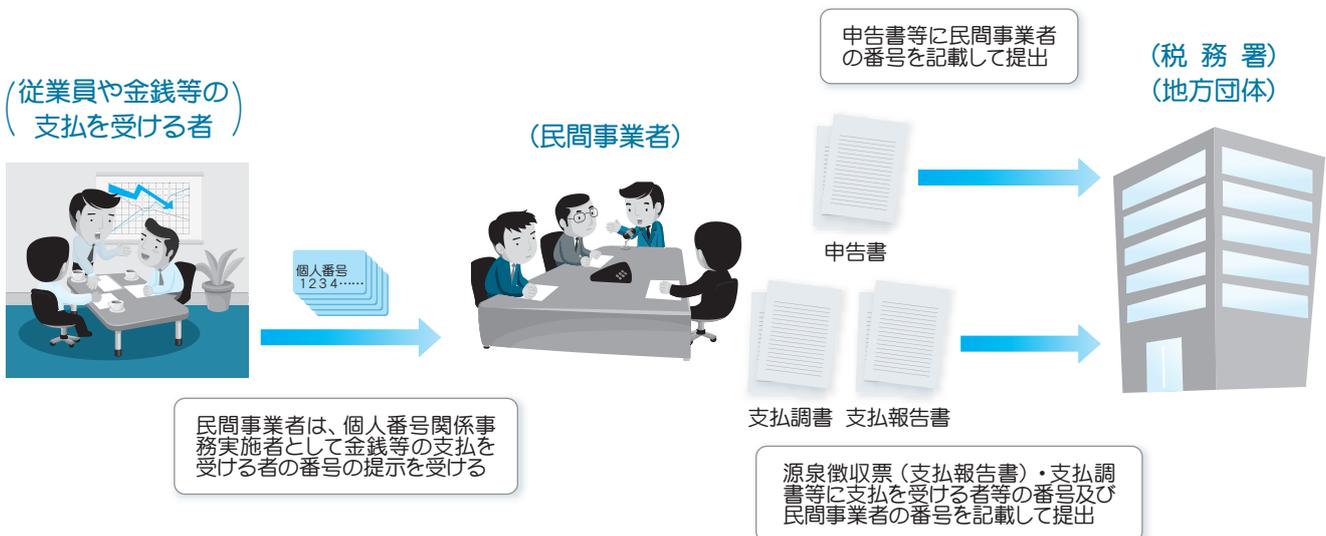
第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。（略）

※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載

- 税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を追加
- 法定調書等については、主に支払者及び支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載
- これ以外にも、例えば、
 - ・ 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載
 - ・ 生命保険金等の支払調書には、その支払いの基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ



特定個人情報の保護措置の必要性

- 番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

- 個人番号が記載された申告書等を提出の際には税務署等で本人確認をさせていただきます。

本人確認を行うときに使用する書類の例

- 1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
- 2 通知カード（番号確認）及び運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）
 - ・通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
 - ・個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

表面（案）



裏面（案）



◎ 社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- ・ 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・ マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）
 ※ナビダイヤルは通話料がかかります。平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く。）

(マイナンバー)
0570-20-0178

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページ下段の



社会保障・税番号制度
あなたにも、マイナンバー、はじまります。

をクリック

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。

高崎法人会のホームページにも掲載しています。（<http://www.takasaka-hojinkai.com/>）



法人の県民税・法人の事業税・地方法人特別税の税率改正について

地方税法等の改正により、法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の税率について、下表のとおり改正が行われました。

お願い

事業年度開始日によって、下表のとおり適用される税率が異なります。
ご確認の上、申告いただきますようお願いいたします。

1 法人の県民税		事業年度開始日		(注) ①～③の法人については県民の安心・安全な暮らしを実現するための群馬県独自の施策をさらに推進するため、標準税率に0.8%上乘せする超過課税に御協力をいただいています。
区 分		H26.9.30以前	H26.10.1以後	
①資本（出資）金の額が1億円を超える法人	超過税率	5.8% (注)	4% (注)	
②法人税額が年1,000万円を超える法人				
③保険業法に規定する相互会社				
①～③以外の法人	標準税率	5%	3.2%	

2 法人の事業税		事業年度開始日				
区 分		H26.9.30以前	H26.10.1～H27.3.31	H27.4.1～H28.3.31	H28.4.1以後	
外形標準課税対象法人 (資本（出資）金が1億円超の普通法人)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%	0.9%
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	2.2%	3.2%	2.3%	1.4%
		所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%	3.1%	1.9%
		3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	2.9%	4.3%	3.1%	1.9%
	付加価値割	0.48%		0.72%	0.96%	
	資本割	0.2%		0.3%	0.4%	
一般法人 (外形標準課税対象法人を除く。)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%		3.4%	
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	4.0%		5.1%	
		所得のうち年800万円を超える金額	5.3%		6.7%	
		資本（出資）金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	5.3%		6.7%	
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%		3.4%	
		所得のうち年400万円を超える金額	3.6%		4.6%	
		資本（出資）金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	3.6%		4.6%	
電気・ガス供給業、保険業	収入割	0.7%		0.9%		

3 地方法人特別税		事業年度開始日			
区 分	課税標準	H26.9.30以前	H26.10.1～H27.3.31	H27.4.1～H28.3.31	H28.4.1以後
外形標準課税対象法人		148%	67.4%	93.5%	152.6%
一般法人(外形標準課税対象法人を除く)	法人事業税の所得割額	81%	43.2%		
特別法人(協同組合、信用金庫、医療法人等)					
電気・ガス供給業、保険業	法人事業税の収入割額	81%	43.2%		

※ 平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告額は、次のとおり計算します。

区 分	予 定 申 告 額
法人の県民税（法人税割）	前事業年度の法人税割額×3.8÷前事業年度の月数
法人の事業税	前事業年度の法人の事業税額÷前事業年度の月数×7.5 (所得割、付加価値割、資本割及び収入割ごとに計算)
地方法人特別税	前事業年度の地方法人特別税額÷前事業年度の月数×4

詳しくは、高崎行政県税事務所（TEL027-322-6297）へお問い合わせください。

高崎法人会 会員証の発行について

一般社団法人 高崎法人会 説明会・研修会・講演会 平成27年度 出席実績表	
内容	出席印
決算税務説明会	
改正税法普及説明会	
本会 上期 研修会	
本会 下期 研修会	
税務署長 講演会	

一般社団法人 高崎法人会 説明会・研修会・講演会 平成27年度 出席実績表	
内容	出席印
税を考える週間 公開講演会	
地区会・支部 研修会	
地区会・支部 研修会	

本会主催の税務説明会、研修会、講演会等にご出席の際は、この会員証をご持参ください

1. 本会員証は平成27年度用です。1年間大切に保管してください。
2. 税務説明会、研修会、講演会等にご出席の際は受付で、出席印を受け取ってください。出席印が5個以上になりましたら、「税に関する冊子」を差し送ります。
3. 税務署指導調査の際や、会員優待サービス等を受ける際はこの会員証をご提示ください。

※会員優待サービスは高崎法人会が主催するもので、高崎法人会が主催するものではありません。また、高崎法人会が主催するものではありません。

この証明書は、一般社団法人高崎法人会会員の証明となるものです。また、税務署等官庁による税務説明会等の研修会等にご出席した証明と交差するものではありません。

高崎税務署管内 税務協力団体
一般社団法人 高崎法人会
〒370-0005 群馬県内崎自治町三丁目番地015
高崎税務工芸課内C5065
電話：027-360-6209 FAX：027-360-6276
Eメール：info@takasaki-hokokai.com
ホームページ：http://www.takasaki-hokokai.com

平成27年度
法人会 会員証

h

私たちが法人会の会員は、社会的責任のひとつとして、税務協力団体である法人会に入会し、税務説明会の開催や各種社会貢献活動を通じ、民間の立場から、適正な申告と納税、地域社会の発展をめざします。

法人名 _____

所在地 _____

※上記の法人は当法人会の会員であることを証明します。

高崎税務署管内 税務協力団体
一般社団法人 高崎法人会

出席印が5個以上になりましたら事務局までご連絡ください。

高崎法人会会員証の配布について

高崎法人会では、平成26年度より、研修会等出席表を兼ねた会員証を発行しております。

この証明書は、一般社団法人高崎法人会会員の証明となるものです。

また研修会等出席実績表は、税務署担当官の税務説明会や、社会貢献活動としての講演会、研修会等の研修事業に出席した証明となります。

税務説明会、研修会等にご出席の際は、受付で出席印を押印いたします。出席印が5個以上になりましたら、「税に関する冊子」を差し送ります。

会員証の配布時期

この証明書は、毎年度法人だより4月号に同封する形で配布いたしますので、法人名と所在地をご記入いただいた上でご使用ください。

会員優待サービス

この会員証をご提示いただくことで、法人会員の会員優待サービスを受ける事が出来ます。

会員優待サービスの一覧は高崎法人会ホームページに掲載されています。

また、サービスを受けるために別途書類が必要となるものもございますので、併せてご確認ください。

会員優待サービスをご提供いただける方が居られましたら、事務局までご連絡ください。

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



がん保険なら



医療保険なら



■引受保険会社(お問い合わせ先)

Afiac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

表紙説明



ふれあい写真コンテスト 第10回記念特別賞 『AEDのPR』

撮影者：河内 清さん（桐生市）

平成26年度「ふれあい写真コンテスト」では、第10回開催を記念して、第10回記念特別賞を設けました。

今号の表紙は、第10回記念特別賞を受賞された河内清さんの作品です。

高崎税務署管内税務協力団体連絡協議会では、税の普及およびPR活動の一環として、高崎法人会が主幹となり毎年写真コンテストを開催しておりますので、ぜひご応募ください。

法人会 消費税期限内納付 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第156号

平成27年4月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)
(発行所)一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
(企画・編集)広報委員会:委員長 嶋方 徳郎
(編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

厚生委員会からのお知らせ

企業の安定した経営のために

法人会の福利厚生制度は
企業の皆様が安心して経営に取り組めるよう
病気、事故、労災等に備えた保障制度です

もしものときの企業防衛に……

経営者大型総合保障制度

【大同生命保険㈱・A I U損害保険㈱】



万一の労災事故に備えて……

ハイパー任意労災 アットワーク

【A I U損害保険㈱】

がんや病気などの治療に備えて……

法人会がん保険Daysと 医療保険新Ever

【アフラック】



貸し倒れや与信管理に……

中小企業向け貸倒保障制度

【三井住友海上火災保険㈱】

会社の発展のため、
法人会の福利厚生制度を上手くご活用いただければ幸いです。

※法人会の福利厚生制度は、専門の保険会社に委託しています。

お問い合わせ先

高崎法人会 事務局 ☎027-363-4526

ホームページリンク企業募集中！

会員企業の皆様の ホームページを 法人会のホームページに リンクさせてください。

リンクご希望の方は、必要事項をお書きの上、
次のメールアドレスにお申し送りください。

office@takasaki-hojinkai.com

件名：リンク希望

- | | | |
|------|------|----------------|
| 必要事項 | ①法人名 | ②法人名ふりがな |
| | ③所在地 | ④電話番号 |
| | ⑤URL | ⑥PR文章(200文字以内) |

「ふれあい写真コンテスト」推薦作品

第1部

税が活かされている場面

高崎税務署長賞



戴きます!!炊き出し
小 曳 玲 子 (高崎市)

第2部

「ふれあい」または「社会貢献」に関すること

高崎税務署管内

税務協力団体連絡協議会長賞

(高崎法人会長賞)



我が家の宝物
坂 部 子 一 (榛東村)

※その他の優秀作品はP.5～7に掲載してあります。

セミナーDVD

法人会会員用 **無料レンタル** サービス

社内研修会などにご活用ください。

会員企業様に経営実務、社員研修、人事、労務などに役立つDVDを無料でレンタルします。
他では借りられないDVDをぜひご活用ください。
詳しくは高崎法人会HPをご覧ください。



お申込方法・お問合せ

高崎法人会ホームページより、専用ページへアクセス、もしくは事務局までお問い合わせください。

HP : <http://www.takasaki-hojinkai.com/> TEL:027-363-4526

いつでも受講できます。

インターネットでセミナー受講

無料

セミナー

オンデマンドサービス

利用可能セミナー
150本以上!!

高崎法人会

検索

クリック!!



ご利用方法

1. 当会HP上バナーより専用ページへ。
2. ログイン
初回、利用登録が必要です。
登録後、IDとパスワードが発行されます
3. 見たいセミナーをお選び下さい。

※非会員の方もご利用いただけますが、利用可能コンテンツに制限があります。

法人だより



ふれあい写真コンテスト

第10回記念特別賞 「AEDのPR」 河内 清(桐生市)

表紙説明はP.26

平成26年度 第10回
「ふれあい写真コンテスト」優秀作品紹介

《速報版》
平成27年度 税制改正のあらまし

平成27年1月からの
相続税・贈与税はどう変わった？

エイジフリーに人材戦略は対応できるか

高崎税務署管内 税務協力団体

一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
 吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉淵地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会